

一般社団法人日本食品保蔵科学会 代議員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本食品保蔵科学会（以下「学会」という。）定款第5条第3項に基づき、代議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙権及び代議員定数)

第2条 選挙権は、選挙が行われる年度の5月1日現在における正会員がこれを有する。

2 代議員定数は、定款第5条第2項に基づき理事会が定める。

(代議員の選出)

第3条 代議員は、正会員による投票により選出する。

2 別に定める代議員選挙管理委員会（以下委員会と略記する）において、選挙が行なわれる年度の9月30日までに代議員候補者を募り、日本食品保蔵科学会誌及びホームページ（HP）により候補者を会員に通知し、選挙を実施する。

(代議員選挙の管理)

第4条 代議員選挙は、委員会の管理のもとで行う。

(代議員の理事会推薦候補者の選考)

第5条 理事会は正会員の中から、正会員の所在する地域及び分野を考慮して候補者を推薦できるものとする。

(代議員の理事会推薦以外の立候補者の届け出)

第6条 正会員のうち、代議員に立候補しようとする者は、委員会にその定める締切日までに届け出る。

(代議員選挙の投票)

第7条 代議員候補者数が代議員定数と同数又は満たない場合、投票は行わず、全員を当選とする。

第8条 代議員候補者数が代議員定数を超えた場合、選挙は公告された代議員候補者名簿に基づいて有権者の郵便又は電子投票によって行う。

2 選挙期日までに到着した投票は有効とする。

3 投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを委員会が確認するため、委員は投票者に関する所属、名前などを閲覧することができる。

4 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による所属、名前などの個人情報、投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。

(代議員選挙の投票の効力)

第9条 投票の効力は委員会が決定する。

2 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

(1) 本規則及び委員会で定める規則・投票方法その他の規則に違反するもの。

(2) 選挙期日後に到着したもの（郵便の場合、開票前に到着したもので、選挙期日までの消印のあるものは有効とする）。

（代議員当選人の決定）

第10条 委員会で別段の定めをした場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。

2 委員会は、当選人が決定した場合には、これを直ちに会長に報告する。

（代議員当選の無効）

第11条 当選人が定款第8条、第9条、第10条によって正会員の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とする。

2 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部又は一部の無効を決定し、再選挙を行う。

（代議員の公告）

第12条 会長は、選任した代議員を、すみやかに本学会会誌及びHPに公告しなければならない。

（代議員の補充）

第13条 定款第5条の8における、やむをえない事由による代議員の補充については、その事由を勘案し、運営役員会及び理事会で候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。

（代議員の解任）

第14条 代議員が次の各号の一に該当するときは、総会において代議員現在数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規則により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により解任すべき事由があると考える正会員は、当該代議員の氏名を記載の上、郵便ハガキもしくは官製ハガキで、解任すべき事由を記載して、学

会事務局に送付して申し出を行うことができる。

4 正会員から前項の申し出を受けた代議員については、理事会において、解任を総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の保存)

第 15 条 委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかか
る代議員の任期中は保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 本規則の改廃は理事会にて行う。

附則 この規則は、平成 30 年 6 月 2 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日一部改正